

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

告示

●東京都告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和六年一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る
道路の種類

取消年月日

取消しに係る
道路の位置

取消しに係る
道路の延長及
び幅員（単位
メートル）

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路

令和五年十
二月六日

あきる野市引
田字阿岐野七
十一番一、同
番十二、同番
十三、同番十
五から同番十
八まで、同番
二十及び同番
二十一

延長
二三・二〇
幅員
四・三〇

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人たんぽぽの会

二 代表者の氏名

岩崎 貞二、関谷 晶子

三 主たる事務所の所在地

目黒区碑文谷一丁目十一番三号

一 名称

特定非営利活動法人まほろば教育事業団

二 代表者の氏名

山崎 文靖

三 主たる事務所の所在地

杉並区下高井戸二丁目二十七番十七ー六号

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン

二 代表者の氏名

竹本 雄大、加藤 敦

三 主たる事務所の所在地

渋谷区笹塚二丁目十六番一号

四	失効の理由	特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため	令和五年十一月七日
	一 名称	認定NPO法人東京フィルメックス	
	二 代表者の氏名	市山 尚三	
	三 主たる事務所の所在地	新宿区西新宿二丁目六番一号	
	四 失効の理由	特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため	
五	失効年月日	令和五年十一月八日	
一	名称	NPO法人Try Field	
	二 代表者の氏名	橋本 珠樹	
	三 主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場三丁目三十五番十四号	
	四 失効の理由	特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため	
	五 失効年月日		
一	名称	特定非営利活動法人国際難民支援団体REI Collins Simon John	
	二 代表者の氏名	主たる事務所の所在地	
	三 主たる事務所の所在地	港区南青山二丁目二番十五号	ウイン青山九四二
	四 失効の理由	特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため	
	五 失効年月日	令和五年十一月三十日	
一	名称	東京都知事 小 池 百合子	
	二 代表者の氏名	特定非営利活動促進法第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。	
	三 主たる事務所の所在地	令和六年一月二十四日	
	四 失効の理由	特定非営利活動促進法第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。	
	五 失効年月日	令和六年一月二十四日	
一	名称	東京都多摩建築指導事務所長	
	二 代表者の氏名	許可を受けた者の住所及び氏名	
	三 主たる事務所の所在地	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
	四 失効の理由	あきる野市五日市字小能九百七十六番一の一部	
	五 失効年月日	あきる野市館谷二百二十二番地九	
一	名称	青梅市長淵八丁目百八十四番	
	二 代表者の氏名	西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎向中原七百二十六番七	
	三 主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字宮原百八十四番五、百八十五番一及び同番三	
	四 失効の理由	武蔵村山市神明一丁目六番一、同番一地先、同番二及び七番七	
	五 失効年月日	調布市深大寺東町四丁目二番二十四及び同番二十五	
一	名称	東村山市久米川町三丁目十七番四	
	二 代表者の氏名	府中市四谷六丁目二十五番三十七、同番三十九から同番四十二まで、二十七番一、同番九、同番十二及び同番二十五	
	三 主たる事務所の所在地	小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十	
	四 失効の理由	誠賀建設株式会社	
	五 失効年月日	代表取締役 樋口 賀大	

府中市寿町三丁目十三番一、立川市錦町二丁目四番三号
同番二、同番五、同番十一か 株式会社ライズウェル
ら同番十四まで及び晴見町二 代表取締役 渡邊 裕
丁目二十四番十四の一部

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 池袋グロープ
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十一番四号
- 三 設置者名 フロンティア不動産投資法人
- 四 設置者住所 中央区銀座六丁目八番七号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ユニクロ
- 六 変更前の小売業者の住所 山口県山口市佐山七百十七番地一

七 変更後の小売業者の住所 山口県山口市佐山一万七百十七番地一

八 変更日 令和二年九月十八日

九 届出日 令和五年十二月二十二日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間 令和六年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 成増名店街ビル
- 二 店舗所在地 板橋区成増二丁目二十一番二号
- 三 設置者名 株式会社ドン・キホーテ
- 四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ
- 七 変更日 令和五年十月一日ほか
- 八 届出日 令和六年一月九日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 令和六年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を

除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年一月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 池袋グロープ
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十一番四号
- 三 設置者名 フロンティア不動産投資法人
- 四 設置者住所 中央区銀座六丁目八番七号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 四十八台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 十台

七	変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで。ただし、年間十日に限り午前五時三十分から午後十時三十分まで
八	変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで。ただし、年間十日に限り午前五時三十分から午後十時三十分までほか
九	変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	一箇所 敷地西側
十	変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	三箇所 敷地西側ほか
十一	変更日	令和六年八月二十八日
十二	届出日	令和五年十二月二十七日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四	縦覧期間	令和六年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	池袋スクエア
二	店舗所在地	豊島区東池袋一丁目十四番一号
三	設置者名	みずほ信託銀行株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目三番三号
五	変更前の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 三十二台

六	変更後の駐車場の 位置及び収容台数	店舗内ほか 十一台
七	変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで
八	変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分までほか
九	変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	二箇所 敷地東側
十	変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置	四箇所 敷地東側ほか
十一	変更日	令和六年八月二十八日
十二	届出日	令和五年十二月二十七日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四	縦覧期間	令和六年一月二十四日から同年五月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都

発 東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定 価 本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

（郵送料を含む。）